

2023年9月27日(水)

Advcom 株式会社アドバコム



「SDGs Week EXPO」―社会課題の解決をめざした展示会を同時開催

2022年11月の第27回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP27)は途上国を支援する「損失と被害」基金の設置で合意し、 温暖化ガスの排出面では「パリ協定」の1.5度目標追求が再確認されました。12月には国連の生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15) で 2030年までの世界目標が採択され、地球上の陸と海のそれぞれ30%以上保全、また企業に環境負荷の開示を促 すことで一致しました。 国内でも、政府は昨年末のGX(グリーントランスフォーメーション)実行会議で脱炭素社会の実現に 向けた基本方針を示しました。不安定な世界情勢、物価高やエネルギー価格上昇など経済情勢が厳しさを増す一方、温暖化対策 や自然資本の保全は待ったなしの状況であり、そこでは従来とは異なる手法や技術、そしてビジネスの創出が求められています。 「SDGs Week EXPO」は環境問題をはじめとする社会課題解決のためのソリューションやテクノロジー、そして英知が集う展 示会です。環境総合展の「エコプロ」、持続可能な社会資本整備と脱炭素社会の構築がテーマの「社会インフラテック」「カー ボンニュートラルテック」、激甚化する災害への対応と気候変動への適応を図る「自然災害対策展」という4つの展示会を同時 開催することで、SDGsのいまを可視化し、それを更に推進する産官学連携の取り組みやビジネスを紹介いたします。次世代を 担う若年層の来場動員強化など、世代を超えた多様なステークホルダーが交流する場づくりにも一層努めてまいります。つきま しては是非、本展へのご出展を賜りますようお願い申し上げます。

主催者

エコプロ2023について【概要】



名 称: エコプロ[第25回]

会 期: 2023年12月6日(水)~8日(金) 10:00~17:00

会場: 東京ビッグサイト 東ホール

入場料: 無料(登録制)

主 催: (一社)サステナブル経営推進機構、日本経済新聞社

後 援: 内閣府、経済産業省、環境省、外務省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、消費者庁、(一社)日本経済団体連合会、

(公社)経済同好会、日本商工会議所、東京商工会議所、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構(ジェトロ)、

(公社)2025年日本国際博覧会協会、 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、埼玉県教育委員会、神奈川県教育委員会、千葉県教育委員会

[順不同]

協 カ: (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、関西SDGsプラットフォーム、 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサル

タント・相談員協会、グリーン購入ネットワーク、(公財)日本環境協会、 全国連合小学校長会、日本私立小学校連合会、全日本中学校長

会、全国高等学校長協会、全国国立大学附属学校連盟、全国小中学校環境教育研究会、私立大学環境保全協議会、(公社)全国工業高等学

校長協会、 全国商業高等学校長協会、全国農業高等学校長協会 [順不同]

メディア協力:日経ESG経営フォーラム、日経ビジネス、日経ESG、日経xwoman、日本教育新聞 [順不同]

出展規模: 376社·団体/884小間(SDGs Week EXPO全体、2023年9月6日現在)

来場者数: 65,000人(SDGs Week EXPO全体、見込み)

同時開催: 社会インフラテック「第6回インフラ維持管理・老朽化対策総合展」/カーボンニュートラルテック「第3回】/自然災害対策展「第5

回]



エコプロとは、毎年12月に東京ビッグサイトで開催されている環境配慮型製品・サービス(エコプロダクツ・エコサービス)に 関する日本最大級の一般向け環境展示会です。

SDGsWeek EXPO 2023 の特徴

多様なステークホルダーとの交流を通じ、社会的な価値を上げるためのブランディング、情報開示、自社製品・サービスのPR、 マーケティングの場など様々な活用が可能です。

特徴1 Synergy

専門性が高く相互に関連する展示会と、特別企画、 セミナー、オンライン展を同時開催、相乗効果を生 み出します。

Direct 特徴2

業種や世代を越えた多様なステークホルダーと、 フェイス to フェイスのダイレクトなコミュニケー ションが可能です。

Good Solution 特徴3

先進企業の先行事例や最新動向を紹介、1999年初開 催 (エコプロ)から環境問題を中心とした社会課題に 向き合い続けています。







サキをヨミ、現状をカエル力



環境情報紙「エコチル」について



エコチルとは、2022年全国配布数**100万部** を突破し、2023年現在は118 万部を配布する環境情報紙です。

家庭に企業の環境活動を伝え、環境活動の広報や企業活動のプロモーションツールとして活用することが出来る、企業とファミリー層をつなげる媒体です。「こどもとその家庭からはじまるエコ活動を応援する」を基本理念に、企業と学校・家庭(生活者)が一体となって環境への取り組みの推進をはかることができるよう、広告事業による運営を基本としています。

媒体名称: 子ども環境情報紙 エコチル

発行頻度: 毎月1回 (第1月曜日)

北海道版・長野版/年12回 東京版・横浜版・湘南版・相模原版・大阪版・静

岡版/8月を除く年11回

体 裁: タブロイド判 オールカラー4ページ(増ページあり)

配布・設置: [東京版] 東京都の公立小学校、東京23区内の児童館、科学技術館(千代田区北

の丸公園21)、札幌市東京事務所(千代田区有楽町2-10-1交通会館3F)、中央区立環境情報センター(中央区京橋3-1-1東京スクエアガーデン6F)、東京港野鳥公園(大田区東海3-1)、板橋区立熱帯環境植物館(板橋区高島平8-29-2)、紙の博物館(北区王子1-1-3) [横浜版]横浜市内18区の公立小学校、はまぎんこども宇宙科学館 [北海道版] 北海道内小・中・高等学校(中学校・高校は札幌市立のみ)、札幌市内の児童会館・ミニ児童会館、札幌エルプラザ2階 環境プラザ(札幌市北区北8条西3丁目)、北海道環境サポートセンター(札幌市中央区北4条西4丁目 伊藤・加藤ビル) [湘南版] 平塚市・大磯町の公立小学校 [長野版] 長野県佐久・上田地域の公立小学校 「大阪版] 大阪市内24区の公立

小学校 「静岡版] 静岡市内の公立小学校

- エコチル発行エリアと部数 -

北海道 284,478部 東京 512,490部 横浜 166,492部

長野 20,835部 湘南 14,710部 静岡 32,610部

大阪 115,015部 相模原 33,662部 ※2023年7月現在



1,180,292部(3,053校)



約118万人児童が家庭に持ち帰り、 保護者と一緒に読んでいます

<電子版>

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、新潟、富山、石川、岐阜、三重、滋賀、 京都、兵庫、 鳥取、岡山、広島、徳島、愛媛、福岡、長崎、大分、奈良、島根、山口、 香川、高知、佐賀、沖縄

エコプロ2023内「エコチルコーナー」設置について



2018年の開催ではエコチルはエコチル事業の一環としてエコプロ事務局と協力し、「エコプロ2018」の会場内に、札幌ドームで開催していた「環境広場さっぽろ」の第2弾として「エコプロ×エコチル 環境広場in東京」を展開、好評をいただきました。また、昨年は「エコプロ2022 エコチルコーナー」として出展ブース10小間とイベントスペースを活用し、抽選会や体験教室を展開しました。

エコチルでは今年もまたエコプロ事務局のご協力をいただき、出展ブースとイベントスペースを確保いたしましたので、環境情報紙「エコチル」の掲載を含めましてご提案させていただきます。大きなスペースではありませんが、小ブース数小間を用意し、ターゲットであるビジネスパーソンはもとより、一般参加の子どもたちがより楽しめるようクイズラリーを設置し、ZONE内を周遊できるよう工夫をいたします。また、今年は、話題のARスポーツ「HADO」などの展開も考えております。

昨年同様、持続可能な社会の実現を目指す本展を、製品・サービスの訴求、ブランディング、 CSR、ビジネスマッチング、環境学習の機会提供の場としてご活用いただき、貴社・団体の事業の発展につなげていただけますと幸いです。









「エコチャンス!クイズ」クイズラリー抽選会の実施

エコチルコーナーの各ブースを回ってもらうためのクイズラリー「エコチャンス!クイズ」を開催。

各出展ブースにクイズの問題パネルを配置、昨年は3日間で 1,563人の子どもたちが参加しました。

※基本、クイズラリーと抽選会は1人につき1回としますが、状況を見て対応いたします。※エコプロ2022会場来場者数 61,541人中、子ども団体来場者数 8,952人

●問題パネル





















発電時にCO₂を排出しない再生可能エネルギーによる「ゼロカーボンHADO」体験

蓄電池を活用した環境にやさしい「ゼロカーボンHADO」 今話題の最先端ARスポーツHADOを体験できる。
https://hado-official.com/









「HADO」は頭にヘッドマウントディスプレイ、腕にアームセンサーを装着して楽しむARスポーツです。自らの手でエナジーボールやシールドを発動させ、フィールドを自由に移動し、仲間と連携しながら対戦を楽しみます。日本発のARスポーツ「HADO」は世界中に広まっており、現在39カ国以上の国々でプレイができます。世界で350万人以上の人が「HADO」を体験しており、その競技人口は日に日に増加しています。今話題の最先端テクノスポーツHADOをゼロカーボン電力で環境にやさしいHADO体験会として実施いたします。

「エコチルコーナー」実施内容③



エコチル紙面掲載



昨年は2022年12月号東京 A版特集記事横に掲載いた しました。本年度は2023 年12月号東京A版記事横 上に掲載いたします。



その他の広報

★エコチルライブ

YouTube配信「エコチルライブ(動画)」での広報 ○媒体情報

エコチルライブ https://www.ecochil.net/live/

形態:Youtube配信(生配信後、アーカイブ配信)

配信頻度:月1回

放送時間:約60分

配信中にイベントの紹介を行います。

11月の配信での告知を予定しています。

1月にはイベント報告を配信します。

※ 4~7月総再生回数 3,795回

★エコチルSNS・アプリ

〇フォロワー・登録者数

InstagramTwitterFacebook1.602

· LINE 4,898

・メルマガ会員 6,116 (3月末時点)

随時情報発信を行います。





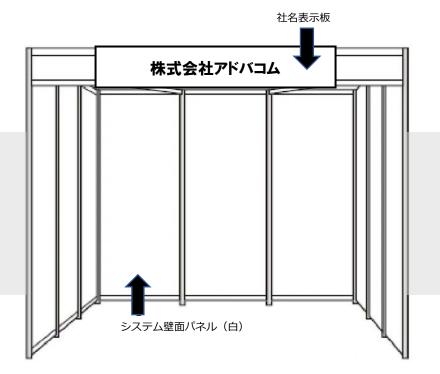




ブース出展案内



- ●仕様 システムパネル(白)
- ●寸法 間口 3m× 奥行 3m× 高さ 2.7m
- ★出展社には社名板(1枚)をエコチルで用意します
- ★エコチルスタンプラリーに参加できます
- ★エコチル12月号東京版に社名を掲載いたします。



1小間 500,000円 (税抜)

- ●電気(コンセント・照明など)、レンタル品(テーブル・イス等) は別途申込みください。 (料金別途)
- ●角小間の場合は、通路側の壁面(袖パネル)はつきません。通路側の袖パネルが必要な出展社は事前にお申し込みください。
- ●高さ制限 隣接小間、後壁から0.5m以内は高さ2.7mまで、それ以外の部分は高さ3.6mまでとします。
- ●装飾物が小間の境界線の外側にはみ出すことを禁止します。
- ●ブース内での試飲試食はは所轄保健所などへの届け出が必要となるため、事前にお知らせください。保健所への申請の際は、「会場図面」「シンク・冷蔵庫等の設置箇所を記したブース内の配置図」「会社登記簿謄本」「保健所所定の申請書類」が必要となります。多くの場合、2層シンク、調理場を区画する壁面、来場者に飲食物をお出しするカウンター等の設備が必要になりますので、保健所の指示に従ってください。申請が遅れた場合、飲食物の販売ができないことがありますのでお早めに申請をお願いします。

【システムパネルの注意事項】

基本部材であるポール(アルミ)、ビーム(アルミ)、パネル(3.8mm合板に両面塩ビシート貼り)などはすべてリユース品です。従って部材に画びょうや釘、ネジは使用できません。部材を破損した場合は、破損料の実費を請求させていただきます。

壁面にパネル類を両面テープで付けたり、カッティングシートを貼ったりすることはできますが、 撤去時に必ず原状復帰してください。また、経師貼りは部材を破損させる恐れがあるので行わな いでください。



プレゼント協賛について

会場内エコチルコーナーではクイズラリーを行います。ラリーのプレゼントをご協賛いただいた企業はご芳名を環境情報紙「エコチル」のPR記事に社名を掲載させていただきます。

【昨年の協賛プレゼント一覧】

- 1. 子ども用スマートウォッチ/Fitbit Ace 3(株)ヤマソウ
- 2. マナー豆おはしdeおべんきょう(株)アイアップ
- 3. クルリグラフDX(株)ビバリー
- 4. 書籍「地図でスッと頭に入る中南米&北アメリカ36の国と地域」昭文社ホールディングス
- 5. 書籍「地図でスッと頭に入る世界の三大穀物」昭文社ホールディングス
- 6. 書籍「旅地図世界」昭文社ホールディングス
- 7. しりとりビンゴ(有) 雄物川印刷
- 8. もぐらたたきビンゴ(有) 雄物川印刷
- 9. コンタモバトル(株)ケイジェイシー
- 10. 書籍「こどもSDGs」(株) カンゼン
- 11. 水から電気を作る実験ブック(株)ピコトン
- 12. 燃料電池実験キット 東芝未来科学館
- 13. 多角形消しゴム ジグザグ3点 サンスター文具(株)
- 14. スティッキールはさみKIDS右手用 サンスター文具(株)
- 15. 木製ノベルティ クジラの定規 山のくじら舎
- 16. くるっと工作ブック(クリスマスツリー) (株) ピコトン
- 17. サラサクリップ (一社) ゼブラ社会貢献支援協会
- 18. 書籍「グレタのねがい」 他 西村書店
- 19. KATAMAKU (カタマク) TRINUS



一口協賛について

ご芳名を会場内看板、エコチル12月号東京A版、Web等に掲出いたします。1口 30,000円 (税抜)

※5口以上のお申込み企業は来場予約プレゼントにチラシまたはパンフレットの封入が可能です。

何卒、ご協力・ご協賛賜れますよう、ご検討宜しくお願い致します。



エコチルコーナー会場図



会場、ブースの位置等に関してはエコプロ事務局と協議中です。



TJ702023

【1. 規約の履行】

出展者(共同出展者を含みます、以下同じ)は「SDGs Week EXPO」2023年開催の各展示会(「エコプロ」「社会インフラテック」 「カーボンニュートラルテック」「自然災害対策展」「ウェザーテック」ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展 示会」と総称します)に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」で配 付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これらを以 下「本展規約等」と総称します)を遵守しなくてはなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、 出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結 する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます)(以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、 出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本展規約等を遵守させるものとします。出展者等がこれらに違反 したと主催者が判断した場合、主催者はその

時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り 消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うこと ができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出 展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその 関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消 し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主 催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断し た場合(下記事例を含みますが、これらに限られません)には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのも のをお断りする場合があります。

《出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例》

「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合」「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわ ないと判断される場合「出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害しいると判断される場合」 「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」「出展者が自ら法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを 受けている場合 「出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合 「主催者が開催し た過去の展示会で出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合「その他、出展が不適当と主催者が判断す る場合」

2-2. 感染症などの発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出 展者の出展または来場を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者の出展または来場にお いても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者 が出展申込受理通知を発送(電子メールまたは郵送による)した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初め て出展申し込みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出する ものとします。なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は 出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しませ ん。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託するこ

3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2にお いて以下同じ)に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします(振 込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申 込受理を取り消す権利を持ちます。(出展者(広告代理店を含みません)が広告代理店に対して出展料金を支払い済みである か否かは問いません。)

3-3. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者 の責によらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮(会期途中の打ち切りを含む。以下同じ)または延期する場合があります。 中止の場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します(広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理 店に返金します)。

(1)2023年10月10日(火)まで出展料金の100%(2)2023年10月11日(水)から11月11日(土)まで出展料金の80%(3)2023年11月12日 (日)から12月3日(日)まで出展料金の70%(4)2023年12月4日(月)から5日(火)まで「搬入・設営期間]出展料金の50%(5)2023年12月 6日(水)から8日(金)まで「会期中・搬出撤去期間]出展料金の0% なお、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り 扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みま す)の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店) は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。 4-2. 出展申込受理後はキャンセル料が発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】

- 5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。
- 5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との 間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。
- 5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の 承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりませ ん。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申し込みを受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の 関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出 展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催 者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければな りません。

7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害して はなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行 為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中 止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止され ていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹 謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は 出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。 7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。



7-10. 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、20歳未満や車両運転者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、20歳未満の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。

7-11. その他、前各項のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

【8. 個人情報の取り扱い】

8-1. 出展者は、展示またはQRプラン(来場者証QRコード読み取りサービス)などを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体である来場者から「同意」を取らなければなりません。」8-2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。

8-3. 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

8-4. 主催者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。

8-5. 出展者が自社ブースにおいて、来場者の参加証に記載されたQRコードを専用アプリを使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者は本展示会のシステムから来訪者記録データを取得することができます。ただし、技術的な要因によりQRコードが読み取れなかった場合、および、読み取りデータが消失した場合などは、当該来場者の記録に失敗することがあります。主催者は、読み取りアプリ、端末および本展示会システム等の障害によるデータ喪失について、責任を負いません。

8-6. 主催者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報が本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の提供について説明しています。

【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。

9-4. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-5. 主催者の責により本展示会が会期短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し遺失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額(返金する出展料金額を含む)は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

9-6. 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-7. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

【10. 反社会的勢力の排除】

10-1. 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力(以下の**①**~❸に掲げる者および団体をいう)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。

●『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者

❷『組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律』に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いもしくは 行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者

❸『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員

❺暴力、威力、脅迫的言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥前❶~⑤のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」という)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

介反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

❸反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。

【11. その他】

11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。

11-2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。

ご検討どうぞよろしくお願いいたします。



【札幌本社】

〒060-0061

北海道札幌市中央区南1条西5丁目7-1

豊川南一条ビル9F

TEL: 011-200-5566 FAX: 011-200-5577

【東京支社】

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3丁目4-12 京丸ビル2 F TEL.03-3206-2610 FAX.03-3206-2620

【大阪支社】

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1丁目1-5 関電不動産梅田新道ビルB2F TEL.06-6344-5000 FAX.050-3201-3678